

## 大阪府 教職教養実施問題速報 (2024年6月15日実施)

### [出題傾向]

例年通り一般教養 15 問(思考力・判断力を問う問題)と教職教養 15 問が出題されている。ここでは教職教養に限定して今年の出題内容を見ていく。学習指導要領関連, 教育心理, 教育史が各 1 問, 事例問題が 2 問(体罰と教員の倫理規範), 教育法規も 2 問, 教育原理, 教育指導が 4 問ずつ出題された。昨年に引き続き, 教育原理や生徒指導等の分野で, 最近制定された法律や直近で公表された文部科学省に関連する重要文書(答申や報告書)からの出題が多かったため, 今後も直近で公表された資料等には注意しておく必要がある。

### [出題例]

【1】 次の各文のうち, 「第 4 期教育振興基本計画(令和 5 年 6 月 閣議決定)」の中の, 日本社会に根差したウェルビーイングの向上に関する記述の内容として正しいものを○, 誤っているものを×とした場合, 正しい組合せはどれか。1~5 から一つ選べ。

A ウェルビーイングの捉え方は国や地域の文化的・社会的背景により異なり得るものであり, 一人一人の置かれた状況によっても多様なウェルビーイングの求め方があり得る。すなわち, ウェルビーイングの実現とは, 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに, 地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなることであり, 教育を通じて日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図っていくことが求められる。

B ウェルビーイングの国際的な比較調査においては, 自尊感情や自己効力感が高いことが人生の幸福をもたらすとの考え方が強調されており, これは利他性, 協働性, 社会貢献意識など, 人とのつながり・関係性に基づく要素(協調的要素)を重視する欧米的な文化的価値観に基づく側面がある。同調査によると日本を含むアジアの文化圏の子供や成人のウェルビーイングは低いとの傾向が報告されることがあるが, 我が国においては個人が獲得・達成する能力や状態に基づくウェルビーイング(獲得的要素)が人々のウェルビーイングにとって重要な意味を有している。

C 日本社会に根差したウェルビーイングの要素としては, 「幸福感(現在と将来, 自分と周りの他者)」, 「学校や地域でのつながり」, 「利他性」, 「自己肯定感」などが挙げられる。これらを, 教育を通じて向上させていくことが重要であり, その結果として特に子供たちの主観的な認識が変化したかについてエビデンスを収集していくことが求められる。

D ウェルビーイングと学力は対立的に捉えるのではなく、個人のウェルビーイングを支える要素として学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどがあり、それらの環境整備のための施策を講じていくという視点が重要である。また、社会情動的スキルやいわゆる非認知能力を育成する視点も重要である。さらに、個人のウェルビーイングを優先して組織や社会を犠牲にするのではなく、組織や社会の秩序がまず尊重されるという前提に立つことが必要である。

	A	B	C	D
1	×	×	○	○
2	○	×	○	×
3	○	○	×	×
4	×	○	×	○
5	○	×	×	○

【2】 次の各文のうち、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月 こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議)の中の、「3. 取り組むべき施策」及び「4. こどもの自殺対策に関する 関係省庁の連携及び体制強化」に関する記述の内容として誤っているものはどれか。1～5から一つ選べ。

1 小中高等学校において、学習指導要領に基づき、心身の機能の発達や、不安、悩み、ストレスへの対処、精神疾患の予防と回復など、「心の健康」に関する内容について、発達段階に応じて系統性をもって指導する。

2 こどもの自殺は長期休暇の開始前に増加する傾向があることから、6月と2月に実施される集中的な啓発活動・自殺予防週間・自殺対策強化月間において、関係省庁が連携して、こどもの自殺対策に向け、こどもに届くような広報に取り組む。

3 SOS の出し方に関する教育を含む自殺予防教育について、各教科等の授業等において、地域の保健師等も活用しつつ、すべての児童生徒が、「SOS の出し方に関する教育」を年1回受けられるよう全国の教育委員会等に周知するとともに、学校が行う SOS の出し方に関する教育を含む自殺予防教育のモデル構築や啓発資料を国において作成・周知を行う。

4 学校において、児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案について、学校が持つ情報の整理等の基本調査を行い、自殺の背景に学校生活に関係する要素があると考えられる場合や、遺族の要望がある場合等には、学校又は学校の設置者が再発防止を検討するための第三者を主体としたより詳細な調査を行う。

5 こどもたちに「命を大切にすること」や「みんなと仲良くすること」を伝えることで、こども自身が様々な権利の享有主体であることを認識し、こどもの気付きを促すとともに、互いの違いを認め合い、尊重することの重要性について理解を深めてもらうことを目的として、人権教室、全国中学生人権作文コンテスト、「人権の花運動」といった活動や啓発冊子の配布・動画の配信等の人権啓発活動を実施する。

【3】 次の各文のうち、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」(令和5年2月 文部科学省)の中の、いじめ対応における児童生徒への指導・支援の充実と保護者への普及啓発に関する記述の内容として誤っているものはどれか。1～5から一つ選べ。

1 被害児童生徒から事実関係の聴取を行う際には、被害児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。学校は、被害児童生徒に対して出席停止制度を活用したり、状況に応じて別室において指導したりして、被害児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境の確保を図ること。

2 加害児童生徒に対しては、いじめを行う背景として、心理的ストレス、集団内の異質なものの嫌悪感情などが考えられ、いじめと疑われる事案については、関係者へのヒアリング等を通して適切に状況確認を行うとともに、こうした加害行為の背景や当該児童生徒が抱える課題についてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携して、適切なアセスメントを行いつつ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させることが必要である。

3 学校及び学校の設置者は、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、いじめの防止に係る実践的活動に取り組むこと。また、児童生徒のいじめ問題に係る理解を深める観点から、学校は、「いじめ防止対策基本方針」について見直しなどを行う際に、児童生徒も参画して行うことが望ましいと考えられる。

4 被害児童生徒の保護者に対しては、いじめの事実が確認された場合、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝えるとともに、被害児童生徒を徹底して守り通すことを伝え、できる限り不安を除去し、学校の今後の対応について合意形成を図る。

5 加害児童生徒の保護者については、直近の調査結果において、いじめの事実について保護者への報告を行っていない事案が半数以上にのぼることから、学校は、迅速に保護者に連絡し、いじめの事実を正確に説明すること。加害児童生徒への指導支援においては、保護

者の協力が不可欠であり、学校と保護者が協働で、成長支援という視点を持ちながら当該児童生徒への指導支援を行う。

[解答解説]

【1】 2

〈解説〉 B 「我が国においては個人が獲得・達成する能力や状態に基づくウェルビーイング(獲得的要素)が人々のウェルビーイングにとって重要な意味を有している」とあるが、正しくは「我が国においては利他性、協働性、社会貢献意識など、人とのつながり・関係性に基づく要素(協調的要素)が人々のウェルビーイングにとって重要な意味を有している」となっている。なお、我が国において、ウェルビーイングの獲得的要素と協調的要素を調和的・一体的に育む日本発のウェルビーイングの実現を目指すことが求められる。 D 「さらに、個人のウェルビーイングを優先して組織や社会を犠牲にするのではなく、組織や社会の秩序がまず尊重されるという前提に立つことが必要である」ではなく、「さらに、組織や社会を優先して個人のウェルビーイングを犠牲にするのではなく、個人の幸せがまず尊重されるという前提に立つことが必要である」が正しい。

【2】 2

〈解説〉 こどもの自殺は長期休暇明け前後に増加する傾向があることから、集中的な啓発活動・自殺予防週間・自殺対策強化月間を行うことは正しい。6月と2月に行うのではなく、自殺予防週間は9月10日～16日、自殺対策強化月間は3月に行い、関係省庁が連携して、こどもの自殺対策に向け、こどもに届くような広報に取り組む。

【3】 1

〈解説〉 出席停止制度や別室でにおいて指導するのは、被害児童生徒ではなく、加害児童生徒である。被害児童生徒が不登校や別室登校になった場合については、心のケアだけでなく、学習面でも十分な支援を行うことと示されている。